

# 高等学校等就学支援金



平成26年4月から「高等学校等就学支援金」制度が始まりました。

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する国の制度です。《返済不要》

保護者等の市町村民税所得割額(合算額)が304,200円未満の世帯の生徒に支給されます。

申請をしなければ、就学支援金は支給されません。認定後(支給決定後)も、毎年7月頃に届出手続きが必要になります。

## 受給するために必要な手続き

### 1. 申請手続き(4月入学時)

- ①申請書(3月下旬頃, 高校から配付します)
- ②課税証明書等(=市町村民税所得割額が記載された書類・・・裏面Q3参照)

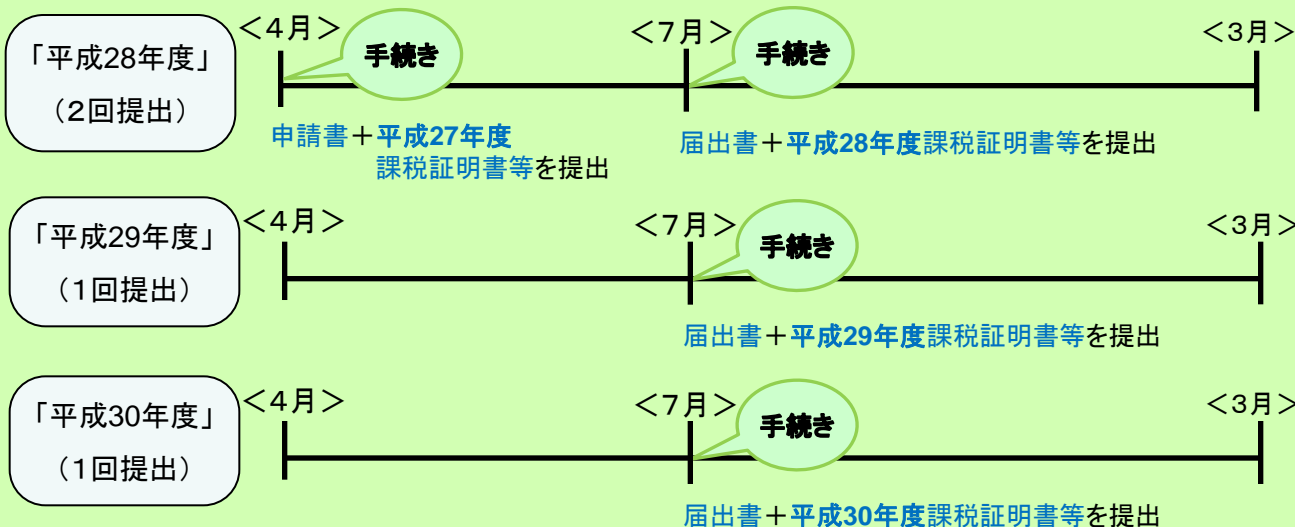
※課税証明書等は入学式までに提出できるようにあらかじめ御準備ください。

### 2. 届出手続き(毎年7月頃)

- ①届出書(6月下旬頃, 高校から配付します)
- ②課税証明書等(=市町村民税所得割額が記載された書類)

◎それぞれの時期に①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

### 【平成28年度入学生の場合】



◎4月～6月分は、前年度の市町村民税所得割額が304,200円未満であれば支給対象となります。

◎7月～翌6月分は、当該年度の市町村民税所得割額が304,200円未満であれば支給対象となります。

例) 平成28年4月に申請(平成27年度の市町村民税所得割額304,200円未満)、認定された場合。

→ 平成28年4月～6月分が支給対象となります。

平成28年7月に届出(平成28年度の市町村民税所得割額304,200円未満)、継続支給となった場合。

→ 平成28年7月～平成29年6月分が支給対象となります。

平成28年7月に届出(平成28年度の市町村民税所得割額304,200円以上)、認定対象外となった場合。

→ 平成28年7月～平成29年6月分は支給対象となりません。

【注意事項】※支給期間(全日制36月, 定時制・通信制48月)が満了するまで毎年手続きが必要です。

※税の申告をしていないと手続きに必要な課税証明書が発行されない場合がありますので、必ず申告してください。

※就学支援金が支給されない月は、授業料を納入していただくことになります。

# 高等学校等就学支援金制度 Q & A

## Q1. 支援の対象はどのような人ですか？

国公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）や中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部（宮城県内の公立の特別支援学校の高等部は授業料不徴収のため対象外）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程等、専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校の生徒が支援の対象となる制度です。

ただし、以下の方は対象とはなりません。支援対象外の方には授業料を納入していただきます。

- ・高校等を既に卒業した生徒、3年(36月)（定時制・通信制は4年(48月)）を超えて在学している生徒
- ・専攻科の生徒、科目履修生、聴講生
- ・保護者等の市町村民税所得割額の合計が304,200円以上の世帯の生徒

## Q2. 就学支援金はいくら支給されますか？

公立高校等の場合、保護者等の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満の世帯の生徒に以下のとおり支給されます。（宮城県の公立高校（中等教育学校後期課程含む。）の授業料と同額の支給額となります。）

支給額	（全日制・年額）	（定時制・年額）	（通信制・1単位あたり）
	118,800円	32,400円	336円

## Q3. 市町村民税所得割額が記載された書類とはなんですか？

以下の書類（写し可）をいいます。

- ・毎年6月頃に勤務先を通じて配付される「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
- ・自営業の場合には市町村役場から送付される「住民税納税通知書」
- ・市町村役場で発行される「課税証明書」（※市町村によっては、所得証明書として発行される場合もあります。）

※生活保護法による生業扶助を受けている世帯は、上記の代わりに「生活保護受給証明書(原本)」を提出することもできます。

※「源泉徴収票」には、市町村民税所得割額が記載されていませんので、提出することはできません。

※税の申告をしていないと、課税証明書等が発行されない場合がありますので、必ず申告してください。

※課税証明書等に記載されている県民税や均等割額は合算しませんので御注意ください。

## Q4. 誰の課税証明書等を提出すればよいですか？

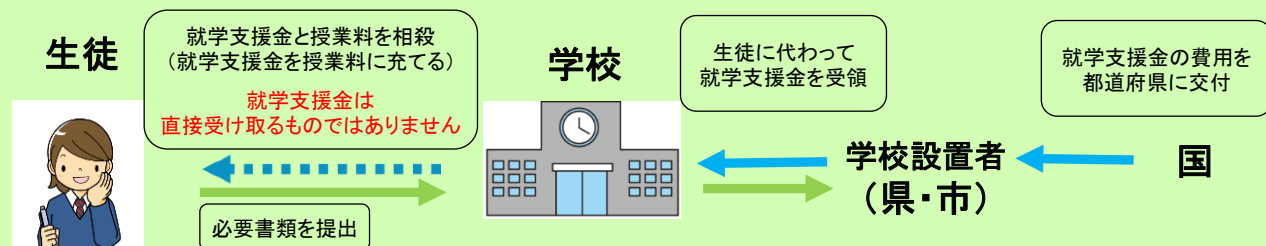
生徒の親権を行う者（＝親権者。父母がいる場合は父と母の両方）の課税証明書等が必要です。父母のほか、収入のある祖父母等と同居している場合でも、親権者の分のみ提出してください。親権者がいない場合には、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に該当します。不明な点があれば、学校又は高校教育課管理運営班へお問い合わせください。

※親権者全員分の課税証明書等の提出が必要ですが、配偶者控除を受けていることが課税証明書等で確認でき、かつ、市町村民税所得割額が301,200円未満の場合は、配偶者の課税証明書等の提出を省略することができます。

例) 父の課税証明書等で配偶者控除が確認でき、かつ、父の市町村民税所得割額が301,200円未満であれば母の課税証明書等の提出を省略できます。

## Q5. 就学支援金はどのように受け取るのでしょうか？

就学支援金は、学校設置者（県・市）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する（授業料に充てる）こととなりますので、生徒本人や保護者等が直接受け取るものではありません。



お問合せ先: 各高等学校等事務室、または、宮城県教育庁高校教育課管理運営班(電話022-211-3711)

(E-mail : ka-unn@pref.miyagi.jp)

高等学校就学支援金制度については、文部科学省のホームページをご覧ください。

文部科学省ホームページ: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)